

新福井空港ビル建設工事基本設計業務について、技術提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和7年11月17日

福井県知事 杉本 達治

1 技術提案書の提出に係る設計業務の概要

(1) 設計業務名

新福井空港ビル建設工事基本設計業務委託

(2) 建設予定地

福井県坂井市春江町江留中 50-1-1、49-1-1、49-2-1 外

(3) 設計業務の内容

下記施設の基本設計

施設用途	構 造 等	延べ面積
空港ビル棟	鉄筋コンクリート造または鉄骨造 3階建て〔想定〕(転移表面内であること)	約 1,700 m ²
消防棟	鉄骨造 平屋建て (空港ビル棟と同一棟とすることも可)	約 100 m ²

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで

(5) 基本設計業務に係る委託料上限額

32,760千円(消費税および地方消費税を含む)

本業務は債務負担行為に係る契約である。年度別支払の限度額は下記のとおりとする。

令和7年度 0円

令和8年度 32,760,000円

2 技術提案書を提出する者に必要な資格要件

技術提案書を提出することができる者は、以下の要件を満たす、2者の建築士事務所(建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。)の建築設計業者で結成された設計共同体で、新福井空港ビル建設工事基本設計業務に係る簡易公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を受ける資格(以下「受審資格」という。)に関し、次に掲げる事項について知事の確認を受け、かつ審査委員会により選定された者とする。なお、設計共同体の構成員のうちいずれかは、福井県内に主たる営業所を有する者とする。

- (1) 設計共同体の構成員は、建築士事務所または中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく協同組合(以下「協同組合」という。)とし、次の要件をすべて満たしていること。(参加表明書の提出期間の末日において、福井県競争入札参加資格について建築関係コンサルタント業または建設コンサルタント業(港湾及び空港)の資格を有すると決定されている者(以下「名簿登載者」という。))

ア 参加表明書の提出期間の末日において、法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ 参加表明書の提出期間の末日において、法第23条第1項の登録を受けてから3年以上継続して建築設計業を営んでいること。

- ウ 参加表明書の提出期間の末日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 設計共同体の構成員は、この建築設計業務に係るプロポーザルに参加しようとする他の設計共同体の構成員もしくは協同組合（設計共同体の構成員となる場合を含む。）の組合員でないこと。
- オ 設計共同体の構成員は、この建築設計業務に係るプロポーザルに参加しようとする他の設計共同体の構成員もしくは協同組合（設計共同体の構成員となる場合を含む。）の組合員以外の者で、当該業務の一部を行うことを予定する建築設計業者（以下「協力設計業者」という。）でないこと。
- カ 協同組合（設計共同体の構成員となる場合を含む。）は、その組合員がこの建築設計業務に係るプロポーザルに参加しようとする他の設計共同体の構成員または協力設計業者でないこと。
- キ 協力設計業者は、この建築設計業務に係るプロポーザルに参加しようとする他の設計共同体の構成員または協同組合（設計共同体の構成員となる場合を含む。）の組合員でないこと。
- ク 参加表明書の提出期間の末日において、名簿登載者であること。（会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、福井県が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）
- ケ 参加表明書の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
- コ 参加表明書の提出期間の末日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営不振に陥ったと明らかに認められる等この建築設計業務に係るプロポーザルに参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- サ 審査委員会の審査委員でないこと。
- シ 審査委員会の委員が自ら主宰し、役員もしくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織でないこと。
- ス 設計共同体協定書において、建築設計業務のうち一の構成員の分担業務が明らかで、かつ一の分担業務を複数の構成員が共同して実施していないことが明らかであること。ただし、福井の文化、気候、風土等の地域特性を設計に反映させるために必要な場合、一の分担業務を共同して実施することができるものとする。
- (2) 設計共同体の構成員のうち代表者は、設計共同体への出資比率が構成員中最大で、かつ一級建築士の資格を取得後3年以上の業務経験を有し、この設計業務全体の技術上の管理を行う管理技術者を配置できること。
- (3) 設計共同体の構成員のうち一方は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 平成17年4月1日から参加表明書の提出期間の末日までの期間において契約履行の完了した、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の新築等（新築、増築、改築をいい、改修を含まない。以下「新築等」という。）で、延べ床面積1,000㎡以上の空港施設（ターミナルビルまたは空港事務所で、工事が完成したものまたは設計が完了し、確認済証が交付されているものに限る。）の基本設計および実施設計を元請け（設計共同体の場合は、当該設計共同体の代表者に限る。）として受注した実績を有すること。
- イ 所属建築士として一級建築士5人以上を有すること。
- (4) 設計共同体の上記（3）以外の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 平成17年4月1日から参加表明書の提出期間の末日までの期間において契約履行の完了した、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の新築等で、延べ床面積500㎡以上の建築物（工事が完成したものまたは設計が完了し、確認済証が交付されているものに限る。用途は問わない。）の基本設計および実施設計を元請け（設計共同体の構成員としての実績を含む。）として受注した実績を有すること。なお、設計共同体としての実績は、出資比率20%以上の構成員としてのものに限る。

イ 所属建築士として一級建築士3人以上を有すること。

（5）設計共同体は、参加表明書の提出期間の末日において、各分担業務に技術上の管理を行う主任担当技術者を配置できること。なお、主任担当技術者は管理技術者および複数の分担業務を兼任するものでないこと。

（6）構造を担当する設計共同体は、構造設計一級建築士を配置できること。

3 技術提案書の提出を求める者の選定

（1）参加表明書の受理

参加表明書の提出があった場合、福井県は2に掲げる受審資格について確認を行い、その結果を通知する。

確認を受けられなかった者は、確認を受けられなかった理由について、福井県に説明を求めることができる。その方法は書面によるものとし、通知をした日の翌日から起算して5日（福井県の休日を定める条例（平成元年条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に7（1）に持参するものとする。

福井県は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

（2）選定

参加表明書を受理した者の中から、審査委員会において2に掲げる事項、業務遂行能力を審査し、技術提案書の提出を求める者（以下「技術提案者」という。）として上位5者程度を選定する。

（3）選定結果の通知

選定結果は、書面により通知する。選定されなかった者は、選定されなかった理由について、福井県に説明を求めることができる。その方法は書面によるものとし、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に7（1）に持参するものとする。

福井県は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

4 技術提案書の特定

（1）技術提案書の提出

技術提案者に限り、技術提案書を提出することができる。

（2）特定

技術提案書の中から、審査委員会において3（2）の審査内容、この建築設計業務の理解度および取組意欲、実施方針、技術提案の内容の的確性、独創性、実現性等を総合的に評価し、最も優れた技術提案者を特定する。あわせて次に優れた技術提案者を決定する。

特定にあたってはヒアリングを実施するものとし、詳細は技術提案者に通知する。ヒアリングに参加しなかった場合の技術提案書は無効とする。

（3）特定結果の通知

特定結果は、書面により通知する。特定されなかった者は、選定されなかった理由につい

て、福井県に説明を求めることができる。その方法は書面によるものとし、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に7（1）に持参するものとする。

福井県は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 本プロポーザルに関する質疑事項

この建築設計業務に係るプロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。ただし、評価および審査に関する質問は受け付けない。

（1）提出方法

質問書（様式任意）により電子メールにて提出すること。（必ず電話で着信を確認すること。）

（2）提出期限

①参加表明書等に関する質問

令和7年11月18日（火）午前9時から令和7年12月4日（木）12時まで

②技術提案書等に関する質問

令和7年12月26日（金）午前9時から令和8年1月23日（金）12時まで

（3）質問に関する回答

①参加表明書等に対する回答期日

令和7年12月8日（月）までに県ホームページで掲載

②技術提案書等に対する回答期日

令和8年1月27日（火）までに県ホームページで掲載

6 提出書類

（1）参加表明時に提出するもの

技術提案受審資格確認申請書（様式－1）	1部
参加表明書（様式－2）	8部（正1部、写し7部）
設計共同体協定書	1部

（2）技術提案者として選定された場合に提出するもの

技術提案書（様式－3）	1部
業務の実施方針および手法（様式－4）A4判	1枚以内
	8部（正1部、写し7部）
評価テーマに対する技術提案書（様式－5）A3判（片面）	3枚以内
	8部（正1部、写し7部）
見積書（様式－6）	1部

7 提出方法等

（1）提出先

福井県土木部公共建築課
〒910－8580
福井県福井市大手3丁目17－1
電話 0776－20－0511
FAX 0776－20－0691
メール koukyoukentiku@pref.fukui.lg.jp

(2) 提出方法

持参または郵送により提出するものとし、郵送の場合は簡易書留郵便とする。(電子データも併せて提出)

(3) 技術提案意思の確認

参加表明書の提出をもって、本件の技術提案の意思があるものとみなす。

8 提出期限等

(1) 技術提案受審資格確認申請書(様式ー1)、参加表明書(様式ー2)および設計共同体協定書の提出期間

令和7年11月18日(火)から令和7年12月9日(火)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後4時までとする。郵送による場合は令和7年12月9日(火)午後4時までに必ず到着させること。なお、提出後の追加および変更は認めない。

(2) 技術提案書(様式ー3)、業務の実施方針および手法(様式ー4)、評価テーマに対する技術提案書(様式ー5)および見積書(様式ー6)の提出期限

令和8年1月28日(水)の午後4時までとする。郵送による場合は、この期限までに必ず到着させること。なお、提出後の追加および変更は認めない。

9 日程

内 容	日 時
公告日	令和7年11月17日(月)
参加表明書等に関する質問の受付期間	令和7年12月4日(木) 12時まで
参加表明書等に関する質問の回答期日	令和7年12月8日(月)
参加表明書等の受付期間	令和7年11月18日(火) ～令和7年12月9日(火) 16時まで
参加資格確認結果の通知	令和7年12月12日(金)
技術提案書の提出を求める者の選定結果の通知	令和7年12月25日(木)
技術提案書等に関する質問の受付期間	令和7年12月26日(金) ～令和8年1月23日(金) 12時まで
技術提案書等に関する質問の回答期日	令和8年1月27日(火)
技術提案書等の受付期間	令和7年12月26日(金) ～令和8年1月28日(水) 16時まで
技術提案書の審査(ヒアリング)	令和8年2月9日(月)〔予定〕
特定結果通知書の送付	令和8年2月下旬
契約締結	令和8年3月中旬

10 審査委員会

審査委員会は下記の委員をもって組織する。(50音順)

福井工業大学 教授 五十嵐 啓

福井大学 教授 川本 義海

福井県土木部公共建築課 課長 白崎 成人

福井県交流文化部 副部長 三武 紀子

福井県土木部 副部長 三田村 佳紀

福井工業大学 教授 三寺 潤

一般社団法人DMOさかい観光局 事務局長 八杉 茂樹

11 失格

令和7年11月17日（月）から4（3）の技術提案書の特定結果の通知日までの期間において、参加表明書を提出した者が次に掲げる事項の一つに該当した場合には、その参加表明書を提出した者は失格となることがある。

- （1）この建築設計業務に係るプロポーザルに関し、審査委員会委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- （2）審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

12 設計業務の委託

（1）委託

福井県は、特定された技術提案書の提出者に予算の範囲で基本設計業務を委託する。ただし、13による特定結果の無効または契約の辞退があった場合は、審査委員会が決定した優秀順位の高い技術提案書の提出者に予算の範囲で基本設計業務を委託する。

（2）契約書作成の要否 要

13 特定結果の無効

特定された技術提案書の提出者が、特定された後契約締結までの間に2の各号の一に該当しないこととなった場合には、福井県は、設計業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、福井県は、一切の損害賠償の責めを負わない。

14 受審資格の喪失

本件業務を受託した者（これに協力する他の者を含む。）の営む事業が製造業または建設業と関連を有する場合には、関連を有する製造業または建設業を営む者は、本件業務に基づく建設工事に係るすべての業務の受注資格を失う。

15 配布資料

- （1）技術提案受審資格確認申請書（様式－1）
- （2）参加表明書（様式－2）
- （3）技術提案書（様式－3）
- （4）業務の実施方針および手法（様式－4）
- （5）評価テーマに対する技術提案書（様式－5）
- （6）見積書（様式－6）
- （7）設計共同体協定書（例示）
- （8）新福井空港ビル建設工事基本設計業務委託仕様書（案）

16 その他

- （1）この技術提案に係る参加報酬は支払わない。
- （2）提出された技術提案書は返却しない。ただし、福井県は技術提案書の特定以外に技術提案者に無断で他の目的に使用しない。
- （3）提出された技術提案書について、福井県情報公開条例に基づき公開を求められたときは公開することとなるので、公開できない部分がある場合は、その部分と公開できない理由を申し出ること。ただし、全面非公開とすることはできないので留意されたい。
- （4）その他不明な点については、7（1）に照会すること。